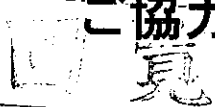


# ご協力をお願いします 「こども110番の家」事業



市原市・市原市青少年育成市民会議

## こども110番の家とは？

「こども110番の家」とは、子ども達が登下校時や公園などで遊んでいて、不審者から声かけ・チカン・つきまとい行為などの被害を受けた時に、安心して避難できる民家・商店・事業所などのことをいいます。

普段、家やお店にいる皆さんに、子どもたちの保護と同時に警察や学校に通報することなどの協力をお願いしています。

## 現在の登録件数

市内においては、現在、各小学校PTAが中心となってこども110番の家を設置し、対応を図っているところです。個人宅をはじめとしてコンビニエンスストアや理容組合、郵便局など、市内全体で約3,200件登録されています。

## こどもの安心・安全のために

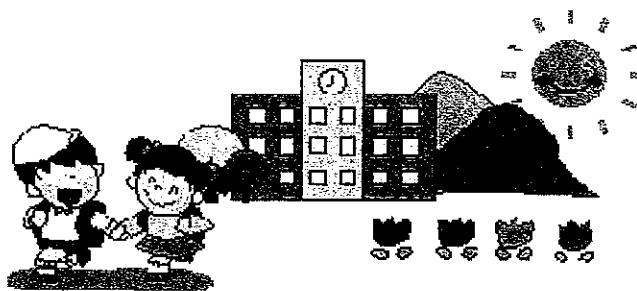
こどもを犯罪から守るためには、警察はもとより、地域住民・学校関係者・団体やボランティア等が相互に連帯し、子どもたちが安全に暮らせる環境作りを推進して、地域社会で子どもたちを守ることが必要になっています。

市原市、市原市青少年育成市民会議では、今後、更に子どもたちが安心して生活できるまちづくりを推進するため、こども110番の家活動を進めて行きたいと考えますので、ご理解・ご協力の程よろしく願いいたします。

こども110番の家

このステッカーが目印です！

市原市・市原市青少年育成市民会議



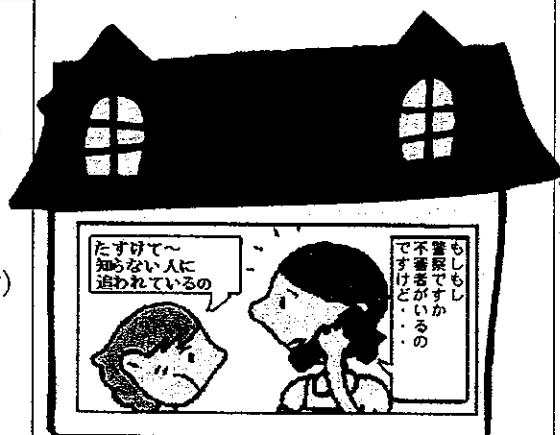
裏面へ→

## 既にご登録されている方へ ～再度ご確認ください～

1. 「こども 110 番の家」のステッカーを、店舗・玄関先など子ども達の目の触れやすいように掲示してください。  
※ステッカーの劣化により交換を希望される場合は、登録した小学校にお申し出ください。
2. 日ごろから子ども達に温かい気持ちで接し、あいさつ等を通して地域の子ども達と顔なじみになってください。
3. 子ども達にふさわしくない行動を見かけた場合は、ひとこと声を掛けてください。
4. 子ども達が助けを求めてきた場合は、こどもの気持ちを落ち着かせ、一時的に保護をして下さい。また、状況によっていつ、どこで、何があったかを聞いて、見たまま、聞いたまを警察に通報してください。

児童・生徒が助けを求めてきた時は、次の要領でお願いします。

- 1 児童・生徒から状況をよく聞いてください。
  - ・いつ、どこで（時間、場所、目標物）
  - ・何があったか  
（露出・痴漢・つけ回し・誘いかけ・刃物所持など）
  - ・加害者は  
（性別、年齢、体型（身長・体格など）、眼鏡、頭髪、その他の特徴）
  - ・加害者の車両等（車名、色、ナンバー、その他の特徴）
- 2 児童・生徒の自宅に連絡をしてください。
- 3 次のいずれかに連絡をしてください。
  - ・最寄の小中学校
  - ・青少年指導センター  
（Tel：43-3939 八幡海岸通 1969 番地 44）
- 4 状況によっては、110番通報してください。



※電話代などのこども110番の家活動事業に要する経費は、誠に恐縮ですが、この事業に協力をしていただきます皆様のご負担となりますのでご了承ください。

## 新規にご協力いただける方へ ～登録するには～

市内にお住まいの方であれば、どなたでも協力可能です。子どもたちの下校時に在宅されている方が望ましいですが、何時でも在宅していなければならない訳ではなく、活動可能な時にご協力して頂ければ結構です。

こども110番の家は主に小学校が中心となって行っております。新たに協力をいただける方は、お近くの小学校にお問合せください。学校を通じて登録・ステッカー配布を行います。

### ★お問合せ★

- 市原市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課  
住所：市原市国分寺台中央1-1-1  
Tel：0436-23-9850
- 各小学校